証券コード　6085
平成30年６月８日

株 主 各 位

東京都港区浜松町二丁目７番５号
アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長　丸　山　雄　平

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　**平成30年６月27日（水曜日）　午前10時**

２．場　　所　**東京都千代田区大手町二丁目６番１号 朝日生命大手町ビル６階**
フクラシア東京ステーション
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

３．目 的 事 項

報告事項　第11期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

以　上

～～～

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に、設備投資の持ち直しや雇用環境の改善が続いており、景気は引き続き緩やかな回復基調のもと推移いたしました。

住宅業界におきましては、住宅ローンは低金利水準で推移しているものの、建設資材や労務費等の建設コストの高止まり等により、新設住宅着工戸数は前事業年度に比べ減少となり、厳しい経営環境が続きました。

このような状況のもと、当社は従来型スタジオビジネスの成長鈍化傾向に歯止めをかけるため、ホームページにおける顧客サービスサイトの機能を拡充し、有益な建築デザインコンテンツを配信し顧客サービスサイトの価値向上を図り、当社加盟スタジオにおける新規ＡＳＪアカデミー会員の獲得を推進いたしました。また、当社建築家情報空間「ASJ CELL」における著名建築家作品展示会及びセミナー来場者や提携先等の紹介によって獲得した富裕層を中心としたアカデミー会員へ直接的な支援を行い顧客満足度を高め、登録建築家とパートナー建設会社の受注促進に寄与することで収益の改善を図ってまいりました。

しかしながら、従来型スタジオビジネスの収益プラットフォームである稼動スタジオ件数が前事業年度実績を下回ったことで、スタジオ件数を基礎とするスタジオ加盟金売上、定額ロイヤリティ売上、マーケティング売上及びその他売上が減収となりました。一方、工事請負契約ロイヤリティ売上は、直営業部門においては増収を実現し、その増収が従来型スタジオビジネスの大幅な減収を補い、前事業年度に比べ60,524千円の増収となったものの、売上高全体を補うまでには至りませんでした。以上の結果、当事業年度の売上高は1,286,678千円(前事業年度比6.6%減)となりました。

損益面については、当社では加盟建設会社の倒産等により工事の継続が不能となった場合において、当社保証約款に基づき当該物件の完成・引渡しにかかる費用の一部を当社が保証するサービスを提供しておりますが、加盟建設会社１社が破産手続開始となったことにより、当該保証サービスの発生額並びに将来の損失に備えるため工事完成保証損失引当金繰入額43,144千円を販売費及び一般管理費に計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の営業損失は96,960千円（前事業年度営業損失70,676千円）、経常損失は78,686千円（前事業年度経常損失70,049千円）となりました。また、固定資産166,024千円を減損損失として特別損失に計上したため、当期純損失は246,175千円（前事業年度当期純損失259,651千円）となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において、31,529千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、社内業務効率化のためのシステム開発及びＡＳＪ建築家ネットワーク事業における加盟店運営業務の効率化のためのソフトウエアの開発等であります。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第８期 平成27年３月期	第９期 平成28年３月期	第10期 平成29年３月期	第11期 平成30年３月期 （当事業年度）
売　　上　　高（千円）	1,451,948	1,279,711	1,378,186	1,286,678
経常利益又は経常損失(△)（千円）	90,844	△90,434	△70,049	△78,686
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	28,416	△121,108	△259,651	△246,175
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	18.49	△76.64	△162.69	△153.10
総　　資　　産（千円）	1,791,095	1,600,935	1,369,869	1,164,170
純　　資　　産（千円）	1,403,460	1,303,851	1,044,133	827,873
１株当たり純資産額（円）	891.37	816.95	654.24	512.73

（注）　１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、平成26年度から減収傾向が続いており、損益面では３期連続の営業損失を計上することとなりました。建築家との家づくりの担い手たる加盟スタジオ件数は、新規加盟が伸び悩む一方、既存スタジオの退会が増加傾向となり、加盟スタジオをプラットフォームとする地方での収益機会は引き続き減収となることが見込まれます。

このような状況のもと平成31年３月期は、平成28年４月に開設した「ASJ TOKYO CELL」を契機として成長し始めた首都圏の富裕層向けラグジュアリー住宅の受注の強化を一層図るため、「ASJ サテライト CELL」を設置し、直営業部門の人員を配置することで首都圏での認知度及びサービスレベルを高め、富裕層会員にとってＡＳＪ建築家ネットワークを活用することのメリットを確立してまいります。また、劣化傾向にある地方の受注促進施策として、大都市圏で競争優位性のある登録建築家を対面型(スタンダード、DUAL)もしくは非対面型(WEB)のプランニングコースで登用し、意匠・価格の両面で付加価値のある建築設計を提供することで地方スタジオの受注確率を高めてまいります。

加えて、新たな収益源構築の施策として“デジタルマーケットプレース”事業を立ち上げます。これは建設資材・住宅設備メーカーへ当社のプランニングコースに進んだ会員の設計図面を有償で閲覧することを可能とするサービスで、メーカー各社に自社の商品を販売する機会を提供するものです。また、外部成長施策として、当社事業と親和性の高い事業会社との業務提携を推し進め、事業シナジーを創出してまいります。

販売費及び一般管理費においては、収益及びブランド資本の維持向上と明確な相関に乏しいと判断した支出について削減することにより、収益改善と持続的成長を可能とする土台を構築してまいります。

当社の使命は、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業における加盟建設会社・パートナー企業において確実な収益メカニズムとして確立されること、また登録建築家にとっては参画することの価値が高まることであります。ＡＳＪ建築家ネットワーク事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであります。当社は、「建設計画のある方が、最寄りのＡＳＪのスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、登録建築家と加盟建設会社及びパートナー建設会社とを結びつけ、両者の協力のもとでプラットホーム（ビジネスの基盤となる環境）を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等の建設を行うシステムの運営事業をＡＳＪ建築家ネットワーク事業として展開しております。

主な事業の内訳は、次のとおりであります。

主な事業・サービス
加盟建設会社、パートナー建設会社及び登録建築家からのロイヤリティ、住宅イベント企画及び販促物等の販売、建材販売、その他

(7) 主要な営業所（平成30年３月31日現在）

本　　店	東京都港区浜松町二丁目７番５号
支　　店	大阪支店（大阪市北区）
営 業 所	沖縄営業所（沖縄県那覇市）
展 示 場	東京展示場（東京都千代田区） 横浜展示場（横浜市西区） 梅田展示場（大阪市北区）

(8) 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
59名	２名減	47.3歳	7.7年

（注）　上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,800,000株

(2) 発行済株式の総数　1,614,750株

(3) 株主数　378名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
丸山 雄平	458,500株	28.4%
溝江 昭男	387,500株	24.0%
中谷 宅雄	105,200株	6.5%
株式会社ピュア・クリエイト	78,500株	4.9%
溝江　弘	67,800株	4.2%
松井証券株式会社	41,800株	2.6%
高橋 恒夫	40,000株	2.5%
溝江 将光	40,000株	2.5%
ＡＳＪ従業員持株会	39,800株	2.5%
エムスリー株式会社	20,000株	1.2%

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、取締役（社外取締役を除く。）２名及び執行役員１名に対して、譲渡制限付株式報酬として、平成29年８月10日付で普通株式18,750株を発行いたしました。

３．新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

⑵ 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸　山　雄　平	―
常務取締役	高　橋　恒　夫	ＡＳＪ事業本部・技術開発本部所管 ＡＳＪ事業本部長
取　締　役	長　尾　康　三	管理本部・事業開発本部所管
取　締　役	井　上　博　明	営業本部所管
取　締　役	川　村　健　一	広島経済大学 教授 特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所 代表理事・所長
常勤監査役	和　泉　利　治	―
監　査　役	山　下　和　広	監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員
監　査　役	津　田　和　義	株式会社ブレイントラスト 代表取締役 津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 ヒロセ通商株式会社 社外取締役（監査等委員） シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役

（注）１．川村健一氏は、社外取締役であります。
２．和泉利治氏、山下和広氏及び津田和義氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役川村健一氏及び常勤監査役和泉利治氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
４．常勤監査役和泉利治氏は、企業金融分野における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役山下和広氏及び津田和義氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

6．当事業年度中に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏　名	新	旧	異動年月日
長 尾 康 三	取締役 管理本部・事業開発本部所管	取締役 管理本部所管	平成29年11月13日
井 上 博 明	取締役 営業本部所管	取締役 事業開発本部・営業本部所管	平成29年11月13日

7．当事業年度末日後に以下の取締役の担当の異動（組織名称の変更）がありました。

氏　名	新	旧	異動年月日
高 橋 恒 夫	常務取締役 スタジオネットワーク事業本部・技術開発本部所管 スタジオネットワーク事業本部長	常務取締役 ＡＳＪ事業本部・技術開発本部所管 ＡＳＪ事業本部長	平成30年４月１日
井 上 博 明	取締役 プロデュース事業本部所管	取締役 営業本部所管	平成30年４月１日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人数	報酬等の総額
取　締　役 （うち社外取締役）	５名 （　１名）	57,066千円 （　2,400千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （　３名）	14,400千円 （　14,400千円）
合　計	８名 （　４名）	71,466千円 （　16,800千円）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬等の総額には、譲渡制限付株式付与による報酬額として、取締役２名6,666千円（社外取締役を除く。）が含まれております。
３．平成20年６月23日開催の第１期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。また、別枠で平成29年６月28日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額30,000千円以内と決議いただいております。
４．平成23年６月27日開催の第４期定時株主総会において、監査役の報酬額を年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先である法人等と当社との関係
社外取締役	川村　健一	広島経済大学及び特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所と当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	山下　和広	監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズと当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	津田　和義	株式会社ブレイントラスト、津田和義公認会計士・税理士事務所、ヒロセ通商株式会社及びシルバーエッグ・テクノロジー株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	川村　健一	当事業年度開催の取締役会にはすべてに出席し、大学教授としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
常勤社外監査役	和泉　利治	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべてに出席し、企業金融分野における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	山下　和広	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	津田　和義	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬額等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。

② 取締役は、誠実かつ公正に職務を執行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。

③ 定例取締役会を原則として毎月１回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。

④ 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。

⑤ コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。

⑥ 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。

⑧ 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。

⑨ 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会において各取締役の職務分担を決定し、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務執行の効率化を図るとともに、職務が適正に執行される体制を整備します。

② 取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、職務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の職務補助のための使用人を置きます。

② 補助使用人が監査役の職務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。

② 取締役及び従業員は、監査役から職務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。

③ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。

④ 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。

② 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。

③ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人と会合の場を持ち、意見交換を行います。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、定例取締役会を12回、臨時取締役会を１回開催し、経営事項の審議及び決議を行っております。また、常勤役員による経営会議を毎月開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行うとともに、経営管理機能をより充実させるため、取締役・部門長等からなる執行部会議を毎月開催し、職務の重要事項について情報の集約と審議を行っております。

(2) 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を13回開催し、監査役相互の情報・意見交換及び協議を行っております。また、監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席するとともに、内部監査室及び会計監査人とも相互連携を行い、監査職務の実効性向上を図っております。

(3) コンプライアンス体制について

コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行うとともに、コンプライアンスの意識・行動の向上に努めております。

(4) 内部監査及び財務報告に係る内部統制システムについて

内部監査室は、社内規程等に基づく職務執行状況について監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行い、有効性の評価を実施しております。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**996,247**	**流動負債**	**336,297**
現金及び預金	553,072	買掛金	22,097
売掛金	240,869	未払金	197,285
商品	3,432	未払費用	52,004
前払費用	31,859	未払法人税等	6,136
従業員に対する短期貸付金	4,705	前受金	5,049
立替金	36,304	預り金	23,548
未収入金	147,824	賞与引当金	3,643
その他	349	工事完成保証損失引当金	6,462
貸倒引当金	△22,169	その他	20,069
固定資産	**167,923**	**負債合計**	**336,297**
投資その他の資産	**167,923**	（純資産の部）	
従業員に対する長期貸付金	12,097	**株主資本**	**827,873**
長期前払費用	46,358	**資本金**	**427,755**
差入保証金	109,467	**資本剰余金**	**426,685**
破産更生債権等	17,494	資本準備金	426,685
貸倒引当金	△17,494	**利益剰余金**	**△26,415**
		その他利益剰余金	△26,415
		繰越利益剰余金	△26,415
		自己株式	**△151**
		純資産合計	**827,873**
資産合計	**1,164,170**	**負債純資産合計**	**1,164,170**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		1,286,678
売　上　原　価		202,699
売　上　総　利　益		1,083,979
販売費及び一般管理費		1,180,939
営　業　損　失		96,960
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	274	
保　険　返　戻　金	18,789	
そ　の　他	11	19,074
営　業　外　費　用		
株　式　交　付　費	800	800
経　常　損　失		78,686
特　別　損　失		
減　損　損　失	166,024	166,024
税引前当期純損失		244,710
法人税、住民税及び事業税	1,464	1,464
当　期　純　損　失		246,175

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成29年４月１日残高	412,755	411,685	411,685	219,759	219,759	△66	1,044,133	1,044,133
当期変動額								
新株の発行	15,000	15,000	15,000				30,000	30,000
当期純損失(△)				△246,175	△246,175		△246,175	△246,175
自己株式の取得						△84	△84	△84
当期変動額合計	15,000	15,000	15,000	△246,175	△246,175	△84	△216,259	△216,259
平成30年３月31日残高	427,755	426,685	426,685	△26,415	△26,415	△151	827,873	827,873

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　……定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　13年～18年

工具、器具及び備品　２年～６年

無形固定資産　……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費　……支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金　……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

工事完成保証損失引当金……完成保証による費用又は損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上しているほか、発生額を個別に見積もることができる費用については、当該見積額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……税抜処理によっております。

２．損益計算書に関する注記

減損損失の内訳は以下のとおりです。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
本社（東京都港区） 大阪支店（大阪市北区） 横浜展示場（横浜市西区） 東京展示場（東京都千代田区）	事業用資産	建物	100,846
		工具、器具及び備品	1,694
		ソフトウェア	54,826
		ソフトウェア仮勘定	8,657
		合計	166,024

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	1,596,000	18,750	－	1,614,750

（変動事由の概要）

譲渡制限付株式報酬として新株の発行　18,750株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	42	62	－	104

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取りによる増加　62株

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

4．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,441千円
貸倒引当金	12,198千円
賞与引当金	1,263千円
工事完成保証損失引当金	1,994千円
減価償却超過額	94,738千円
差入保証金	4,548千円
繰越欠損金	80,195千円
株式報酬費用	2,722千円
その他	9,194千円
繰延税金資産小計	208,297千円
評価性引当額	△208,297千円
繰延税金資産合計	－千円

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注２）を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	553,072	553,072	－
(2) 売掛金	240,869		
貸倒引当金（※１）	△15,089		
	225,779	225,779	－
(3) 未収入金	147,824		
貸倒引当金（※２）	△5,423		
	142,400	142,400	－
(4) 差入保証金	107,664	62,106	△45,558
資産計	1,028,916	983,358	△45,558
(1) 未払金	197,285	197,285	－
負債計	197,285	197,285	－

(※１)　売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(※２)　未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注１)　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
差入保証金	1,802

差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては「(4) 差入保証金」には含めておりません。

（注３） 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	553,072	－	－	－
売掛金	240,869	－	－	－
未収入金	147,824	－	－	－
合計	941,765	－	－	－

６．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　512円73銭

(2) １株当たり当期純損失　153円10銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　淺　野　禎　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　余　野　憲　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月14日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社　監査役会

常勤社外監査役　和　泉　利　治　㊞

社外監査役　山　下　和　広　㊞

社外監査役　津　田　和　義　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

場　所：　東京都千代田区大手町二丁目６番１号
朝日生命大手町ビル６階
フクラシア東京ステーション



〔交通機関〕　ＪＲ線「東京駅」日本橋口
地下鉄東西線、千代田線、半蔵門線、三田線「大手町駅」
地下鉄丸ノ内線「東京駅」
※地下鉄をご利用の場合はＢ６出入口よりお願いいたします。

〔お 願 い〕　駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。